

○いじめ防止対策委員会について

「いじめ防止対策委員会」設置要項

(設置)

第1条

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条

いじめは全ての学校・児童等に関する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(名称)

第3条

名称を八代市立太田郷小学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」という。）とする。

(委員会の構成)

第4条

委員会は、校長、教頭、主幹教諭（兼情報集約担当者）の他、校長が指名する職員及び担当者によって構成する。また、校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第5条

委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができるることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

ア いじめの未然防止の体制整備及び取組

イ いじめの状況把握及び分析

ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援

エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

オ いじめを行った児童に対する指導

カ いじめを行った児童の保護者に対する助言

キ 専門的な知識を有する者等との連携

ク その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月1回開催する。いじめを発見した場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をとる。

【具体的取組】

【通常】 未然防止・実態把握の取組	【緊急】 いじめ事案発生時の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間指導計画の作成 ○「命を大切にする心」を育む指導プログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関との連携） ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取り組みの提示・周知（組織的な対応） ○専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮） ○保護者等との連携 ○サポートチームの対応策検討 ○緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。（P D C Aサイクルでの取組検証）

いじめ防止対策委員会の役割



委員会は、校長、教頭、主幹教諭（兼情報集約担当者）の他、校長が指名する職員及び担当者によって構成する。また、校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- 「命を大切にする心」を育むプログラムの作成・実行
- いじめに関する授業等の実施、児童会等による取組の支援
- いじめに関する校内研修等の計画・実行
- 学校評価による検証と学校いじめ防止基本方針の見直し

早期発見

- 心のアンケートや心のきずなを深めるプログラムに係る教育相談事前アンケート、学校独自に行う生活アンケートの実施・分析・活用
- 全児童を対象とした個人面談（担任）及び教育相談（養護教諭等）の計画・実施
- いじめの発見チェックシートの保護者配付及び情報の共有
- 学校だよりや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

早期対応

- 速やかな対応策の検討・実施（チーム対応）
- 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供やその保護者に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 関係機関（警察等）との情報の共有

重大事態への対処

- 教育委員会への報告と連携
- 被害の子供に対するチームでの保護や情報の共有の徹底
- 被害の子供に対する緊急避難措置の検討・実施
- 加害の子供に対する懲戒や出席停止の検討・実施
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法28条に基づく調査を実施するため、教育委員会が設置する組織との連携・協力

※重大事態とは

- 1 いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。